

紀北町地域おこし協力隊募集要項

1. 募集人員

「ふるさと住民推進コーディネーター」に従事していただける方 1名

2. 業務概要、配置先等

紀北町役場、地域住民、関係団体等と密に連携しながら、以下の活動を行っていただきます。

業務概要
■ふるさと住民推進コーディネーター <ul style="list-style-type: none">・ふるさと住民登録の促進（企画立案、実施、情報発信）・ふるさと住民登録アプリの運用・担い手活動の創出（調査、調整、企画立案、実施、仕組み作り）
【その他業務】 <ul style="list-style-type: none">・連絡会議・研修会・成果報告などへの参加・地域の資源や隊員の個性・スキルを活かした町の魅力発信・その他、目的達成に資する活動
■活動拠点： 紀北町役場 企画課 ■居住地： 紀北町内 ■担当部署： 企画課企画係（TEL0597-46-3113）
■参考 <ul style="list-style-type: none">・紀北町ホームページ https://www.town.mie-kihoku.lg.jp/・紀北町観光協会ホームページ https://kihoku-kanko.com/
求められる適性
<ul style="list-style-type: none">・相手の「背景（経緯、状況、思い等）」を想像し、丁寧に寄り添える方・地域の「当たり前」の中にある価値を見出し、おもしろい「体験」に磨き上げる意欲がある方・人と人をつなげるだけでなく、そのつながりが持続する「仕組み」を構築することに関心がある方・地域の方や役場職員、他の隊員と円滑に連携しながら、自ら主体となってプロジェクトを完遂させる実行力のある方・小さな変化を喜べる方
推奨されるスキル
<ul style="list-style-type: none">・コンセプトを形にする「企画・編集力」・ターゲットに届ける「マーケティング・発信スキル」・事業の土台を支える「進行管理・事務能力」・ニーズを汲み取る「ヒアリング・リサーチスキル」

3. 応募資格

- 3 大都市圏内の都市地域並びに札幌市、仙台市、新潟市、相模原市、静岡市、浜松市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市のうち条件不利区域以外の区域に生活の拠点を置く方で、委嘱期間中紀北町内に住民票を移して生活できる方
- 普通自動車運転免許を所有または取得見込みの方
- 心身が健康で、誠実に活動を行うことができる方
- 地域の活動に積極的に参加できる方
- 他の地域おこし協力隊と連携・協力し活動できる方
- 業務に必要なパソコン操作（GoogleWorkSpace 等）ができる方
- 任期終了後、紀北町において、定住、起業・継業に意欲のある方
- 地方公務員法及び町の条例、規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しない方

4. 採用予定日

令和 8 年 9 月以降（予定）※着任時期については、相談に応じます。

5. 雇用形態及び期間

- 「紀北町地域おこし協力隊設置要綱」に基づき町長が委嘱し、地方公務員法第 22 条に規定する会計年度任用職員とします。
- 初年度の委嘱期間は委嘱の日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。
- 次年度以降の委嘱については、活動状況や実績等を勘案し、委嘱期間を 1 年間延長することができ、最長 3 年間とします。

6. 応募方法と受付期間

令和 8 年 5 月 20 日（水）から令和 8 年 6 月 15 日（月）

- ※ 郵送の場合は、受付期間最終日必着
- ※ 持参の場合は、上記期間の午前 8 時 30 分から午後 5 時までに紀北町役場企画課窓口へ提出（ただし、土・日曜日、祝日、閉庁日は除く）

7. 提出書類（各 1 通）

- ① 様式 1 紀北町地域おこし協力隊応募用紙
- ② 様式 2 紀北町地域おこし協力隊活動目標
- ③ 住民票抄本

- ※ 応募書類は返却いたしません。また、提出された個人情報については、本応募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

8. 選考方法

【第 1 次審査】

書類選考の上、結果を令和 8 年 6 月第 3 週中に応募者全員に文書で通知します。

【第 2 次審査】

第 1 次審査合格者については、個人面接を行います。

なお、2 次審査に要する交通費等は個人負担となります。

第 2 次審査実施日：令和 8 年 6 月 29 日（月）

9. 最終選考の結果

決定後、本人に郵送にて通知します。（令和 8 年 7 月上旬ごろ）

10. 待遇・福利厚生等

- 月額報酬：275,000 円
- 休日：土日祝日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
（業務上、土日祝日に出勤する場合があります、平日の勤務時間に振替対応となります。）
- 勤務時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時（1 日につき 7 時間 30 分）

- 年次有給休暇及び特別休暇あり
- 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険へ加入
- 年1回の一般健康診断を実施します。
- 町が借り上げた住宅を地域おこし協力隊員用住宅として利用することができます。
※使用料はかかります。共益費、光熱水費等は個人負担です。
- 転入等にかかる当町までの交通費、引越しに必要な費用は個人負担となります。
- 業務中に必要となるパソコン等の機器については、町が貸与いたします。ただし、業務場所での使用とし、自宅等への持ち帰りは認められません。
- 業務に要する備品等は当町が準備し、旅費は当町が負担します。また、業務用に公用車を貸与し、燃料費は当町が負担します。
- 業務に支障がなければ、地域協力活動に関連しているもの、定住に向けた基盤づくりに関連しているものについては、業務時間外での兼業を認めます。

【書類提出先及び問い合わせ】

〒519-3292

三重県北牟婁郡紀北町東長島 769 番地 1

紀北町役場企画課企画係

TEL : 0597-46-3113 FAX : 0597-47-5908

E-mail : kikaku@town.mie-kihoku.lg.jp

【業務内容等の問い合わせ】

紀北町役場企画課企画係

TEL0597-46-3113